

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第26号

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和元年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第4条 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員については、前条の規定によらないことができる。ただし、この場合の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の週休日及び勤務時間の割振りについては、条例の適用を受ける短時間勤務職員（条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下「短時間勤務職員」という。）又は常勤職員の例によることを基準とする。</p>	<p>第4条 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員については、前条の規定によらないことができる。ただし、この場合の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員の週休日及び勤務時間の割振りについては、条例の適用を受ける短時間勤務職員（条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下「短時間勤務職員」という。）又は常勤職員の例によることを基準とする。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。